

活気・魅力・人づくりの村

# とびしま



## 今年のむらづくり2024

〈事業別予算説明冊子〉

### もくじ

■当初予算 .....	①～③
■主要事業 .....	③～⑤
■3つのむらづくりビジョン .....	⑥～⑪
■施設 .....	⑫～⑮
■目で見える飛島 .....	⑯

# 当初予算

- 災害に強いむらづくり
- 活気と魅力のあるむらづくり
- 人づくりによるむらづくり

令和6年度の当初予算の主な内容について紹介します

総額 **72億4,152万円**

■ 一般会計 55億5,000万円  
■ 特別会計 12億1,350万円 ■ 公営企業会計 4億7,802万円

## 予算編成のポイント

- 令和6年度当初予算は、令和6年4月に村長の任期が満了することを踏まえ、行政運営に必要不可欠な人件費や扶助費等の義務的経費、継続的経費および年度当初からの早期着手が必要な事業を中心とした「骨格予算」となっています。
- 新規事業等の政策的な判断を要する経費については、村長選挙後に速やかに十分な検討を行ったうえで、補正予算(いわゆる「肉付け予算」)として当初予算に追加する予定です。
- 特別会計および公営企業会計は、義務的かつ経常的な経費がほとんどであり、住民生活に欠かせない予算であるため、骨格予算編成は行わず、例年通りの予算編成(年間所要見込み額を計上)としています。

詳しくは、村公式ホームページをご覧ください。

※補正後予算については、6月号広報でお知らせする予定です。



村公式  
ホームページ

## ◆会計別当初予算の前年度比較

(単位：千円、%)

会計名	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
一般会計	5,550,000	5,390,000	160,000	3.0
特別会計	1,213,500	1,101,930	111,570	10.1
国民健康保険	534,000	500,000	34,000	6.8
土地取得	10,500	10,530	△30	△0.3
介護保険	552,130	503,700	48,430	9.6
保険事業勘定	551,380	503,040	48,340	9.6
サービス事業勘定	750	660	90	13.6
後期高齢者医療	116,870	87,700	29,170	33.3
公営企業会計	478,023	460,743	17,280	3.8
農業集落排水処理事業	478,023	460,743	17,280	3.8
合計	7,241,523	6,952,673	288,850	4.2

## 予算規模について

一般会計は、55億5,000万円で、前年度に比べ1億6,000万円(+3.0%)増加しました。骨格予算編成にも関わらず増加した要因は、前年度に比較的多額の事業が少なかったことに加え、前年度中に工事設計委託を行った飛島聖苑の大規模改修工事関連経費約4億円を計上したためです。

特別会計および公営企業会計を含めた当初予算の総額は、72億4,152万円で、前年度に比べ2億8,885万円(+4.2%)増加しました。

# 一般会計 歳入

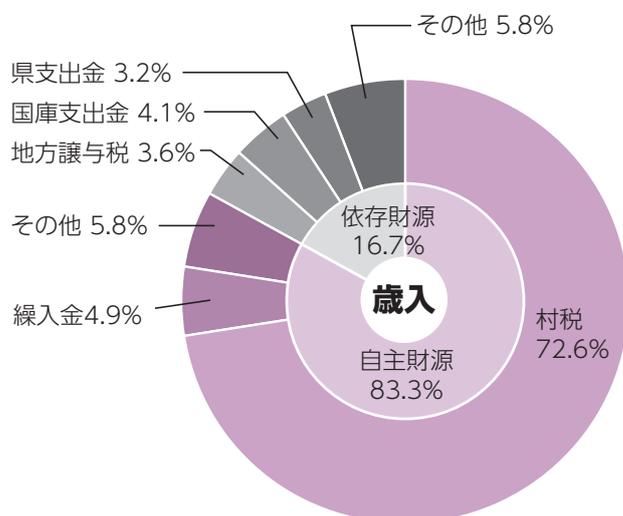
(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
自主財源	4,623,163	83.3	4,510,396	83.7	112,767	2.5
村税	4,029,183	72.6	3,851,259	71.5	177,924	4.6
分担金及び負担金	45,305	0.8	34,256	0.6	11,049	32.3
使用料及び手数料	59,193	1.1	52,917	1.0	6,276	11.9
財産収入	30,504	0.5	30,479	0.6	25	0.1
寄附金	300	0.0	1	0.0	299	29900.0
繰入金	269,476	4.9	383,379	7.1	△ 113,903	△ 29.7
繰越金	100,000	1.8	100,000	1.9	0	0.0
諸収入	89,202	1.6	58,105	1.1	31,097	53.5
依存財源	926,837	16.7	879,604	16.3	47,233	5.4
地方譲与税	202,480	3.6	215,780	4.0	△ 13,300	△ 6.2
利子割交付金	300	0.0	220	0.0	80	36.4
配当割交付金	5,200	0.1	4,500	0.1	700	15.6
株式等譲渡所得割交付金	4,100	0.1	3,900	0.1	200	5.1
法人事業税交付金	87,000	1.6	86,000	1.6	1,000	1.2
地方消費税交付金	186,000	3.4	206,000	3.8	△ 20,000	△ 9.7
自動車取得税交付金	0	0.0	1	0.0	△ 1	△ 100.0
環境性能割交付金	15,800	0.3	11,900	0.2	3,900	32.8
地方特例交付金	22,141	0.4	4,901	0.1	17,240	351.8
地方交付税	1	0.0	1	0.0	0	0.0
交通安全対策特別交付金	3,130	0.1	3,000	0.1	130	4.3
国庫支出金	225,086	4.1	189,145	3.5	35,941	19.0
県支出金	175,599	3.2	154,256	2.9	21,343	13.8
合 計	5,550,000	100.0	5,390,000	100.0	160,000	3.0

## ●村税内訳

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
村民税	656,401	16.3	630,666	16.4	25,735	4.1
個人	265,400	6.6	280,665	7.3	△ 15,265	△ 5.4
法人	391,001	9.7	350,001	9.1	41,000	11.7
固定資産税	3,257,639	80.9	3,112,430	80.8	145,209	4.7
軽自動車税	17,342	0.4	16,162	0.4	1,180	7.3
村たばこ税	90,000	2.2	84,800	2.2	5,200	6.1
特別土地保有税	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	7,800	0.2	7,200	0.2	600	8.3
計	4,029,183	100.0	3,851,259	100.0	177,924	4.6

※構成比は、小数点第二位を四捨五入しているため、各欄で整合が取れない場合があります



### 歳入の特徴

- 村税の増
  - ・ 法人村民税および固定資産税の増額
- 繰入金の減
  - ・ 基金繰入金 (地域整備基金) の減額

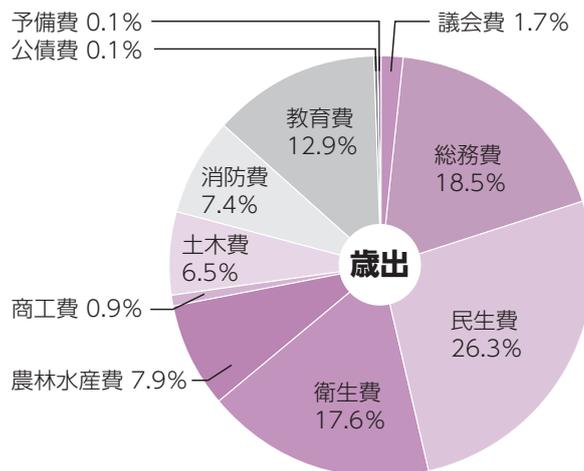
※端数処理により、内訳と合計が一致しない場合があります

## 一般会計 歳出

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	92,314	1.7	98,897	1.8	△ 6,583	△ 6.7
総 務 費	1,027,926	18.5	1,124,754	20.9	△ 96,828	△ 8.6
民 生 費	1,457,745	26.3	1,326,263	24.6	131,482	9.9
衛 生 費	979,323	17.6	673,225	12.5	306,098	45.5
農林水産費	438,218	7.9	449,467	8.3	△ 11,249	△ 2.5
商 工 費	50,795	0.9	49,668	0.9	1,127	2.3
土 木 費	361,942	6.5	456,198	8.5	△ 94,256	△ 20.7
消 防 費	412,172	7.4	434,312	8.1	△ 22,140	△ 5.1
教 育 費	716,111	12.9	763,755	14.2	△ 47,644	△ 6.2
公 債 費	7,454	0.1	7,461	0.1	△ 7	△ 0.1
予 備 費	6,000	0.1	6,000	0.1	0	0.0
合 計	5,550,000	100.0	5,390,000	100.0	160,000	3.0

※構成比は、小数点第二位を四捨五入しているため、各欄で整合が取れない場合があります



※端数処理により、内訳と合計が一致しない場合があります

## 主要事業

### ●災害に強いむらづくり

《拡充》 避難所への誘導案内看板を設置します

総務課

事業名・予算 防災設備維持管理事業 避難所誘導看板設置工事 210万円

- 雨天や夜間の発災時にも有用となる視認性の高い発光型の避難所誘導案内看板を3か所設置し、住民の避難経路を確実に案内します。令和7年度以降も更に8か所設置する計画をしています。

## ● 活気のあるむらづくり

《継続》 観光交流協会により賑わいのある村づくりを行います

企画課

事業名・予算 企画管理事務事業 飛島村観光交流協会補助金 2,141万円

- 飛島村観光交流協会へ補助金を交付します。(協会が予定している主な事業:とびしまルシェの開催、イルミネーション「トビシマライツ」の開催、トビシマクルーズの実施、各種イベントへの出展など)

《新規》 運動の森公園を中心とした総合的な公園を整備するための基本計画を策定します

建設課

事業名・予算 総合公園整備事業 運動の森公園整備基本計画策定支援委託 1,462万円

- 運動の森公園(服岡緑地)や古台多目的広場(旧古台ソフトボール場)を中心とした周辺施設一帯を総合的な公園として整備するための基本計画を策定します。令和9年度までに整備を完了する予定です。

《継続》 プレミアム付き商品券発行事業を支援します

経済課

事業名・予算 商工団体活動助成事業 商品券発行等対策費 503万円

- 商工会の実施するプレミアム付き商品券発行事業を引き続き支援します。令和6年度においても、昨年度に引き続き、プレミアム率を20%とし、4,000冊を発行します。

## ● 魅力のあるむらづくり

《新規》 青色防犯パトロール車両を更新して村内の安心・安全を強化します

総務課

事業名・予算 車両管理事業 自動車購入費 357万円

- 村内の安心・安全を強化するため、村内巡回の頻度と場所を効果的に見直します。そのため、老朽化した青色防犯パトロール車両(通称:青パト)を更新します。更新する車両は、防犯効果が一層高まるように、警察車両のような白と黒のツートンのカラーリングを施します。

《新規》 広報とびしまの配布方法を変更します

企画課

事業名・予算 村広報等発行事業 通信運搬費 708万円

- 令和6年4月から、村から自宅などへ直接送付を希望される地区においては、宅配事業者による配送となります。

《新規》 飛島聖苑の大規模改修工事を行います

保健環境課

事業名・予算 聖苑施設管理事業 聖苑大規模改修工事 3億9,150万円  
聖苑大規模改修工事監理委託 890万円

- 飛島聖苑(1995年3月建築)の長寿命化を図るための大規模改修工事を実施します。主な工事内容は、内装および外構の改修、空調・電気設備の更新、給排水設備の更新等です。

《新規》 保育施設での使用済紙おむつの持ち帰りを廃止します

福祉課

事業名・予算 子育て支援事業 使用済紙おむつ処理委託 48万円

- 飛島保育園・第一保育所での使用済紙おむつの各家庭への持ち帰りを廃止します。なお、これに伴う保護者への費用負担はありません。

## ●人づくりによるむらづくり

### 《新規》 産後の子育て家族支援サービスを充実します

保健環境課

事業名・予算 母子保健対策事業 子育て家族支援事業委託 591万円  
 子育て家族支援助成 199万円

- 産後に心身の不調や育児不安等を抱える家族に対し、心身のケアや指導を行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。(詳しくは、p.9ページを参照してください)

### 《継続》 中学2年生を対象とした海外派遣事業を実施します

生涯教育課

事業名・予算 海外派遣事業(中学生) 海外派遣委託 2,961万円

- 国際社会で活躍する人材育成および語学力向上を図るため、令和6年8月8日から14日までオーストラリア(ケアンズ)へ研修に行きます。

### 《新規》 飛島学園の休日の運動部活動を地域移行します

生涯教育課・教育課

事業名・予算 地域クラブ活動推進事業 休日運動部活動管理運営委託 573万円  
 施設維持管理事業 アリーナ改修工事 636万円

- 令和6年9月1日(予定)から民間事業者への委託を行い、専門の資格を持った指導者に指導してもらいます。また、休日でも安心・安全に施設利用ができるよう、学園の外からアリーナ(体育館)への動線を整備するための改修工事を行います。

### 《新規》 飛島学園においてコミュニティ・スクールを導入します

教育課

事業名・予算 教育振興事業 学校運営協議会委員報酬 56万円  
 コミュニティ・スクール・コーディネーター謝礼 35万円  
 コミュニティ・スクール講師謝礼 12万円

- 飛島学園において「地域とともにある学校づくり」を実現するため、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加できる学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入します。

### 《拡充》 減農薬野菜(特別栽培農産物)や無添加食材を積極的に使用した給食を提供します

教育課

事業名・予算 給食事業 賄材料費 67万円のうち20万円

※減農薬野菜(特別栽培農産物)・無添加食材を調達するための予算です

- 子どもたちの健やかな心身の育成を図るため、飛島学園において減農薬野菜(特別栽培農産物)や無添加食材を積極的に使用した給食を提供します。年8回(前年度7回)の実施を予定しています。

### 《新規》 高齢者向けのスマートフォン教室を実施します

敬老センター

事業名・予算 老人福祉総務事業 スマートフォン教室委託 41万円

- 高齢者の情報機器操作能力(情報リテラシー)向上のため、敬老センター利用者を対象としたスマートフォン操作の教室を実施します。

# 3つのむらづくり ビジョン

※状況により、内容が変更になる  
場合があります

## 災害に強いむらづくり

建設課(☎97-3464)

### 無料耐震診断

申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(2階建てまで)の耐震診断  
無料

### 耐震改修費補助金

申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助します  
上限180万円

#### 対象となる建築物

本村または(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断において、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅

#### 対象となる改修工事

上記の建築物において総合判定および判定値を0.3以上上乘せし、かつ、1.0以上とする耐震改修工事

### 段階的耐震改修費補助金

申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助します  
1段階目上限100万円・2段階目上限80万円

#### 対象となる建築物

本村または(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断において、判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅

#### 対象となる改修工事

- ① 上記の建築物において総合判断および判定値を0.7以上1.0未満とする1段階目耐震改修工事(上限100万円)
- ② ①の耐震改修工事により補助金の交付を受けた住宅において、総合判断および判定値を1.0以上とする2段階目耐震改修工事(上限80万円)

### 簡易耐震改修費(リフォーム)補助金

申請

内容 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助します  
上限30万円

#### 対象となる建築物

本村または(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断において、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅

#### 対象となる改修工事

耐震補強として有効である耐震改修工事

- ①長い時間を過ごす部屋を補強
- ②屋根を軽い材料に改修
- ③壁を補強
- ④柱、梁の結合部を金物補強 など

### ブロック塀等撤去費補助金

申請

内容 地震発生時に倒壊の恐れのある道路に面したブロック塀等の撤去工事の費用の一部を補助します  
上限10万円

#### 対象となるブロック塀等

- 道路等に面する高さが1メートル以上のブロック塀等
- 道路等と敷地の地盤面の高さが異なる場合は、道路等に面する高さが1メートル以上かつ敷地地盤面からの高さが0.6メートル以上のブロック塀等
- 接道部からブロック塀等までの距離が、ブロック塀等の高さの1.5倍以内のブロック塀等

#### 対象外となる工事

- ブロック塀等の撤去後、再度ブロック塀等(敷地の地盤面から0.4メートル以下の高さのものを除く)を設置する工事
- 同一の敷地において、道路等に面しているブロック塀等を全て撤去しない工事
- 道路改良等公共事業の補償の対象となるブロック塀等の撤去を行う工事
- 家屋の建替え(大規模な改築を含む)に伴い、ブロック塀等の撤去を行う工事
- 販売を目的として整地や建物解体工事をする際にブロック塀等の撤去をする工事

### 民間住宅地盤改良費補助金

申請

内容 住宅を建てる際に液状化を考慮した地盤改良工事の費用の一部を補助します  
上限25万円

#### 対象となる敷地

- 村内に在する敷地
- 地盤調査にて液状化の可能性が高い敷地
- 一戸建ての住宅、長屋または共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の3分の2未満のものに限る)を含む)
- 当該敷地に建築される建築物は建築基準法に規定するものであること

#### 対象となる工事

一級または二級建築士が液状化を考慮した地盤改良工事

### 空き家除却費補助金

申請

内容 倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進するため、空き家除却工事の費用の一部を補助します  
上限 100万円

#### 対象となる空き家

- 村内に存する10年以上住居として使用されていない空き家で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空き家が長屋または共同住宅の場合は、全戸において現に使用されていないものであること
  - 飛島村不良住宅判定において、評点が100以上であること
- ※その他諸条件有

#### 対象となる工事

- 補助対象空き家を含む敷地すべての建築物、工作物および草木を除却するもの。ただし、補助対象空き家を除く建築物、工作物および草木について継続して使用するものは、この限りでない
- ※その他諸条件有

## 福祉課 (☎52-1001)

### 家具転倒防止器具取付事業 申請

震災時の安全を確保するため、家具転倒防止器具の取り付けを支援します

**家具転倒防止器具10個以内  
1世帯につき1回、設置費は無料**

**資格要件**

- ・満18歳未満および満65歳以上の方のみで構成されている世帯
- ・満18歳未満および満65歳以上の方を除き身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方のみの方

※いずれも村内に住所を有する方



## 総務課 (☎97-3461)

### 防災用ヘルメット及び救命胴衣購入費補助金 申請

災害等から自ら身を守るための防災ヘルメットおよび救命胴衣の購入費を補助します

**それぞれ購入金額の1/2  
または2,000円のいずれか低い方の金額**

**村内に住所を有する方**  
※購入年度内に、世帯ごとに申請してください  
※令和6年度末までに限りです



## 活気と魅力のあるむらづくり

## 企画課 (☎97-3462)

### 地域活動事業費補助金 申請

主体的な活動を行う村内の団体に対し、その活動事業費を補助します

- コミュニティ活動の推進、文化の向上、伝承およびスポーツの振興、環境美化等の生活環境整備、社会的弱者の支援活動等

**事業に要する経費の1/2または3/4以内  
ただし、野外会食における飲食の材料(弁当類を除く)  
およびこれに伴う物品等の経費については別途定めます**

**対象者** 村内の区長または飛島村地域活動団体交流推進要綱に基づき登録され、本補助金の目的に沿って過去1年以上の活動実績があると認められた団体の長

※事業の内容が村外に及ぶもの、補助対象団体等が実施する事業で、他の制度による補助事業は対象外となります

### 友好自治体宿泊施設利用助成 申請

本村と友好自治体提携を結ぶ豊根村・南種子町・輪島市の対象宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を助成します

**●キャンプ場**

棟単位で設定されるもの	1棟1泊3,000円
室単位で設定されるもの	1室1泊3,000円
区画単位で設定されるもの	1区画1泊1,000円

**●ホテル・旅館等の宿泊施設**

大人(中学生以上)	1人1泊3,000円
小人(小学生)	1人1泊1,500円

**対象者**

- ・村内に住所を有する方
- ・村内の事業所に勤務する方とその同居の家族

## 経済課 (☎97-3469)

### 行政ポイント事業 参加・届出

本村が主催する行事に参加したり、届出をしたりすることにより、ポイント引換券を発行します。引換券は加盟店で飛島村商工会 飛島発展会ポイントと交換可能です。このポイントは、使った金額に応じてたまるお得な制度で加盟店でお買い物をすると100円【税抜】毎に1ポイント付与します。480ポイントで満点カードとなり、500円分のお買い物が可能となります。

**対象となる行事への参加・届出につき100ポイント**

※ポイントカードは加盟店でもらえます  
加盟店に関する問合せ先 飛島村商工会 ☎52-1002

**対象者**

男女共同参画セミナー参加者	障がい者と家族のつどい参加者
街頭監視参加者	敬老サロンボランティア
3人目誕生届出者	ハートフルケアセミナー参加者
	防災訓練参加者

※今後、対象となる事業が中止となる場合があります

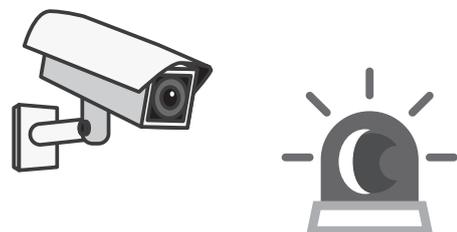
## 総務課 (☎97-3461)

### 防犯対策補助金 申請

犯罪の発生を未然に防ぐため、防犯対策機器の設置等に要する費用を補助します

**購入金額の1/2または2万円のいずれか低い方の金額**

**対象者** 村内に住所を有する方および企業(補助金額が2万円に達するまで何度でも補助が受けられます)  
※購入年度内に申請してください



**緊急通報システム装置設置事業 申請**

内容 緊急通報用機器を設置し、急病、事故等の救助を必要とする緊急事態に対応します  
 内容 **設置費は無料**

資格要件
 

- ・満65歳以上のひとり暮らしの方
- ・身体障害者手帳1～3級に該当するひとり暮らしの方
- ・介護保険法において、要介護4、5と認定された高齢者等がいる65歳以上のみの世帯の方

 ※いずれも村内に住所を有する方

**徘徊高齢者等の位置情報提供事業 申請**

内容 利用対象者に所在確認用端末を貸与し、携帯する方の位置を検索し家族にお知らせします  
 内容 **機器給付および貸与に係る費用の9割補助  
 ただし、利用料は全て個人負担**

資格要件
 

- ・介護保険法で要介護または要支援認定を受けた65歳以上の方
- ・若年性認知症に該当する65歳未満の方
- ・療育手帳を有する知的障がい者の方

 ※いずれも村内に住所を有する方で、在宅の徘徊高齢者等を介護している方

**在宅ねたきり高齢者等見舞金支給事業 審査**

内容 在宅ねたきり高齢者等に見舞金を支給します  
 内容 **1回 2万5,000円(年2回支給)**

資格要件
 

- ・65歳以上の方で介護保険法において、要介護4、5に認定され、在宅において生活介護を受けている方

 ※いずれも村内に住所を有する方で、病院等に3カ月以上入院している方、施設入所者は除く

**高齢者等福祉タクシー料金助成事業 申請**

内容 利用券を交付し運賃料金の一部と迎車回送料金を助成します  
 内容 **年間36枚**

資格要件
 

- ・満65歳以上の方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方

 ※いずれも村内に住所を有する方で、施設入所者は除く

**敬老金支給事業 審査**

内容 感謝の意を表するとともに、その長寿を祝うもので村敬老会開催日に支給します  
 内容 **満80歳以上84歳以下の方 5,000円  
 満85歳以上の方 1万円**

資格要件 該当年の8月1日に村内に住所を有する方で同年12月31日までに満80歳以上の方

**長寿奉祝金支給事業 審査**

内容 年齢区分に応じて、お祝い状および奉祝金を支給します  
 内容 **満 90歳 20万円  
 満 95歳 50万円  
 満 100歳 100万円**



資格要件 村内に在住20年以上の方で満90、95、100歳に到達した方に支給  
 ※施設入所により、本村に住所を変更したと認められる方は除く

**心身障害者(児)福祉タクシー料金助成事業 申請**

内容 利用券を交付し運賃料金の一部と迎車回送料金を助成します  
 内容 **年間36枚**

資格要件
 

- ・身体障害者手帳所持者で1～3級に該当する障がい者の方
- ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

 ※いずれも村内に住所を有する方で、施設入所者は除く

**寝具洗濯、乾燥及び消毒サービス事業 申請**

内容 寝具(掛布団、敷布団、毛布各一式)の洗濯、乾燥および消毒を年2回実施します  
 内容 **無 料**

資格要件
 

- ・65歳以上でひとり暮らしの方
- ・65歳以上の方で介護保険法において、要介護4、5に認定され、在宅で生活している方

 ※いずれも村内に住所を有する方

**一般不妊治療費助成事業 申請**

内容 一般不妊治療を行う方に対し、費用の一部助成を行います  
 内容 **一般不妊治療に要した医療費本人負担額  
 または5万円のいずれか低い額  
 助成期間 通算2年**

資格要件
 

- ・戸籍上の夫婦または事実婚関係にあり、夫婦のいずれかが村内に住所を有する方
- ・不妊症と診断され一般不妊治療を受けた方
- ・治療開始日において女性の年齢が43歳未満の方

**シーラント予防処置費補助事業 申請**

内容 第一大臼歯のむし歯予防  
 内容 **本人負担額1歯最低500円  
 6歳以上はその差額または1,920円のいずれか低い方の金額  
 6歳未満はその差額または2,730円のいずれか低い方の金額**

資格要件 年中から小学4年生の間で、かかりつけ歯科医が第一大臼歯にシーラントを必要と認めた児を養育する保護者の方で、シーラント予防処置を実施した方  
 ただし、1歯につき1回  
 ※いずれも村内に住所を有する方

## 骨髄移植ドナー支援事業 申請

骨髄・末梢血幹細胞移植ドナーおよびドナーが勤務する事業所に対して、提供のための次に該当する通院等に要した日数について助成金を交付します

- 健康診断に係る通院 ●自己血貯血に係る通院
- 骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る通院または入院
- その他骨髄・末梢血幹細胞の提供に関し、公益財団法人日本骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談

●ドナー：1日につき2万円(上限14万円/回)  
●ドナーが勤務する事業所：1日につき1万円(上限7万円/回)

**資格要件** 【ドナー】骨髄・末梢血幹細胞の提供時に村内に住所を有する方  
【ドナーが勤務する事業所】ドナー(個人事業主を除く)が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および公立大学法人を除く)

## 任意予防接種費用助成事業 申請

任意予防接種を行う方に対し、費用を助成します

- おたふくかぜ(1歳～未就学児)：全額 2回
- インフルエンザ：上限2,000円/回  
(1年度毎 13歳未満 2回  
13歳以上65歳未満 1回)
- 高齢者肺炎球菌：上限6,000円 1回  
当該年度に70・75・80・85・90・95・100歳になる方
- 帯状疱疹(50歳以上)  
シングリックス(帯状疱疹不活化ワクチン) 上限11,000円/回 2回  
ビケン(水痘生ワクチン) 上限3,500円 1回

**資格要件** 村内に住所を有する方  
※法改正等により変更となる場合があります

## 妊産婦及び子育てタクシー料金助成 申請

内 利用券を交付し運賃料金の一部と迎車回送料金を助成します  
容 **年間30枚(1枚あたり500円)**

**資格要件** ・母子健康手帳を交付された妊産婦の方  
・0～3歳の方  
※いずれも村内に住所を有する方

## 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業 申請

内 住宅用地球温暖化対策設備設置者に対し、設置費の一部を助成します  
容 ●単独補助 ①蓄電池 150,000円/基  
②V2H 100,000円/基  
③燃料電池 100,000円/基  
●一体的導入 上限650,000円  
(一体的導入…太陽光発電+HEMS+蓄電池またはV2Hの同時申請)

**資格要件** 村内に住所を有する方または自己の居住を主たる目的として、村内に住宅を新築もしくは増改築する方で、1世帯につき1回限り  
※着工前の申請が必要となります

## 犬猫の避妊等手術費補助事業 申請

内 飼犬、飼猫の避妊・去勢手術に対して補助金を交付します  
容 **避妊手術(メス) 犬：3,000円 猫：2,500円  
去勢手術(オス) 犬：2,500円 猫：2,000円**

**資格要件** ・飼犬にあつては、保健環境課に登録申請書が出されていること  
・自らが飼養する犬・猫であること  
※届け出がされていない飼犬は、申請と同時に登録申請を行っていただきます(手数料3,000円)  
※手術を行った日の年度末までに申請してください

## 雨水貯留タンク設置費補助事業 申請

雨水貯留タンクの設置者に対し、設置費の一部を助成します

内 ①雨水貯留タンク  
容 雨どい(たてどい)から雨水を一時的に貯留するための施設であり、地上据置型で貯留容量が100リットル以上のもので市販の未使用のもの  
②材料費 バルブ、配管、専用の架台等の機材  
③工事費 設置業者に支払う設置費用  
上記①～③を合算した額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、上限は、20,000円

**資格要件** 村内に住所を有し、自ら居住する住宅等(店舗等との併用住宅を含む)に雨水貯留タンクを購入し、設置する方で、1つの住宅等につき1基限り

## がん患者アピアランスケア支援事業費補助事業 申請

内 がん治療による外見変貌を補完する医療用ウィッグまたは乳房補整具の購入に係る費用の一部を補助します。  
容 ①医療用ウィッグ ②乳房補整具  
各種、購入費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)または20,000円のいずれか低い方の金額

**資格要件** 村内に住所を有し、以下のすべてに該当する方  
①がんと診断され、その治療を受けた方または現に受けている方  
②がん治療に起因する脱毛または外見的治療等による乳房の変化に対する補整具を購入している方  
③過去に県内市町村から同種の補整具の購入費用の補助を受けていない方  
※購入日翌日から1年以内に申請してください

## 子育て家族支援助成事業 申請

内 家族の介護、病院受診、休養等の理由でのお子さんの一時預かり料金を助成します。  
容 **1人あたり年間12回(1か月あたり5回まで)  
1回あたり上限2,500円まで**

**資格要件** 村内に住所を有し、未就園かつ未就学の1歳以上の方

**合併処理浄化槽維持管理費補助事業 申請**

内容 合併処理浄化槽を設置している方に対し、維持管理の経費の一部を補助します  
 法定検査および保守点検の計 上限1万8,000円  
 清掃 1人槽あたり1,400円

資格要件 50人槽以下の合併処理浄化槽で、その保守点検および法定検査、清掃に費用を要した方

**合併処理浄化槽設置整備事業 申請**

内容 生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため合併処理浄化槽設置費を補助します  
 各合併処理浄化槽の対象人槽ごとに金額を決定

資格要件 合併処理浄化槽を設置しようとする方(集落排水処理施設を利用する方を除く)

**自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業 申請**

内容 転倒や事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメット購入費を補助します  
 購入金額の1/2または2,000円のいずれか低い額

資格要件 ・村内に住所を有する7歳から18歳までの方  
 および65歳以上の方  
 ※購入年度内に申請してください



**人づくりによるむらづくり**

**スポーツ及び芸術文化振興賞賜金交付事業 申請**

内容 村民のスポーツ活動および文化活動への参加を推進するため、全国大会等に出場し輝かしい成績を取った村民および団体に対して、賞賜金を交付します。  
 国際大会へ出場  
 個人30,000円 団体30,000円×人数(上限150,000円)  
 全国大会で優勝  
 個人10,000円 団体10,000円×人数(上限 50,000円)

対象者 ・村内に住所を有する方または村内の事業所に勤務する個人  
 ・上記の個人で構成された村内に活動の本拠を有する団体

**社会教育活動費補助事業(地区婦人会) 申請**

内容 婦人教育の推進を図り、地域の活性化のために主体的な活動を行う村内の婦人活動団体に対して、活動費を助成します  
 ●コミュニティ活動の推進、環境美化等の生活環境整備、意識向上および社会的奉仕活動、健康・体力づくりの推進、各種研修等の参加他

原則として1地区10万円以内(1,000円未満切り捨て)とし、対象経費については別途定めます

資格要件 地区および大字単位で1団体5名以上の組織

**全国大会等派遣補助事業 申請**

内容 村民のスポーツ活動および文化活動への参加を推進するため、全国大会等に出場する個人または団体に対して、大会派遣費を補助します  
 大会参加費  
 大会参加に要する旅費(高校生以上は旅費の4/5以内、中学生以下は全額)

対象者 ・村内に住所を有し、個人が競技に出場する選手  
 ・飛鳥村スポーツ協会加盟団体に所属する選手(在住・在勤者に限る)  
 ・飛鳥村文化協会加盟団体に所属する者(在住・在勤者に限る)  
 ・村内に住所を有する方および村内の事業所に勤務する方によって構成されるチーム



**配食サービス事業 申請**

内容 安否等確認を兼ね、自宅までお弁当を配達します  
 正月三が日(1/1~3)を除く、希望した曜日の昼食・夕食に配達

資格要件 ・満65歳以上のみの世帯の方  
 ・重度の障がい者(身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)のみの世帯の方  
 ※いずれも村内に住所を有する方

**要保護及び準要保護児童生徒援助費事業 申請**

内容 飛島学園前期課程・後期課程に在籍している生徒の保護者に対し、学用品費・修学旅行費などの一部を援助します

資格要件 村民税が非課税か減免された家庭、児童扶養手当が支給された家庭、その他経済的に困りの家庭



**奨学金 申請**

内容 大学生のうち、経済的な理由により修学困難で、かつ成績優秀な方に対して、学業に必要な資金を給付します  
**1人あたり年間300,000円**  
**※貸付型ではないため、返還の必要はありません**

資格要件

- 大学、短期大学(大学院を除く)に在学している方
- 申請者および保護者の市町村村民税所得割を合算した額が10万円未満の方
- 成績優秀(5段階評価で平均3.5以上)である方
- 申請者が本村に3年以上居住している方、または居住していた方
- 保護者が本村に3年以上居住している方
- 申請者および保護者が村税等を滞納していない方

**子ども医療費支給事業 申請**

内容 18歳到達後最初の年度末までの子どもの医療費を助成します  
**医療保険における自己負担額**

資格要件 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方

**児童養育奨励事業 申請**

内容 若年層住民の増加および定住化を促進し、次代を担う児童等の健全な育成を図ります  
**1人につき5万円/1人につき10万円**

資格要件

- 出生時に村に住民登録した新生児(5万円)
- 出生時から村内に住所がある満1歳児(10万円)
- 村内に住所があって、小中学校に入学し、通学している児童生徒(10万円)

※児童養育奨励事業の拡充に伴いチャイルドシート購入費補助金は廃止されました。

**母子・父子家庭医療費支給事業 申請**

内容 18歳到達後最初の年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父・母および児童の医療費を助成します  
**医療保険における自己負担額**

資格要件 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方

**障害者医療費支給事業 申請**

内容 重度障がい者の医療費を助成します  
**医療保険における自己負担額**

資格要件 医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方

**結婚祝金支給事業 申請**

内容 結婚を祝福するとともに、経済的な支援を図ること  
 で若年層住民の増加および定住化を促進します  
**夫婦1組につき5万円**

資格要件

- 平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- 婚姻届が受理された日現在の年齢が、夫婦あるいはどちらか一方が40歳以下の方
- 婚姻届を提出してから1年以内に、夫婦で同一世帯として本村に居住した方
- 村内に住所を有した日から継続して6カ月以上経過した方

**後期高齢者福祉医療費支給事業 申請**

内容 後期高齢者医療制度の被保険者で、重度障がい者やひとり暮らしで非課税の方などの医療費を助成します  
**医療保険における自己負担額**

資格要件 後期高齢者医療制度の被保険者の方

**死亡見舞金給付事業 申請**

内容 葬式等を執り行う者の葬祭等にかかる費用の負担軽減を図ります  
**1人につき32,000円**

資格要件

村内に住所を有する方、または村外の施設等に入所したことにより村外に住所を変更したと認められる方が死亡したときに、その方の葬式等を行う方  
 ※村内の施設等に入所したことにより本村に住所を変更したと認められる方の死亡については対象外

# 施設

※状況により休館日・開館時間等が変更になる場合があります

## 総合社会教育センター

中央公民館・総合体育館

☎52-3351

### 開館時間

■火曜～土曜…………… 午前9時～午後9時30分

■日曜・休日\*…………… 午前9時～午後5時

### 申請受付

■使用日の前月の15日から

(休館日の場合は翌日)

(ホールは前年度の1月5日から仮予約可。使用日の前月15日までに窓口申請で予約完了)

### 休館日

■月曜(月曜が休日\*の場合でも休館日となります)

■年末年始 12/28～1/4



↑中央公民館

## 運動広場

東グランド・三福サッカー場・村民庭球場(硬式・軟式テニス)・大宝サッカー場・古台多目的広場

☎52-3351

### 開館時間

■午前9時～午後9時

(古台多目的広場は除く)

(サッカー場は日没まで)

(東グランドは4月～10月のみナイター可)

### 申請受付

■使用日の前月の15日から

(休館日の場合は翌日)

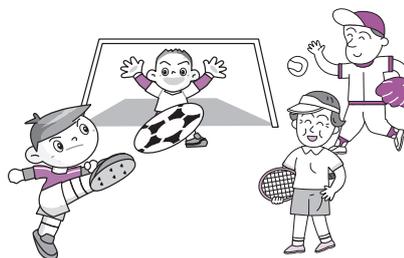
### 休場日

■月曜(月曜が休日\*の場合でも休館日となります)

■年末年始 12/28～1/4

※運動広場等を使用する場合は、事前に団体登録が必要です(古台多目的広場は除く)

団体登録は年度毎に更新してください



## 公民館分館

☎55-1071

### 開館時間

■常時 火曜～土曜…………… 午前9時～午後5時

■予約がある場合

火曜～土曜…………… 午後5時～午後9時

日曜・休日\*…………… 午前9時～午後5時

### 申請受付

■使用日の前月の1日から使用日の3日前まで

(休館日の場合は翌日)

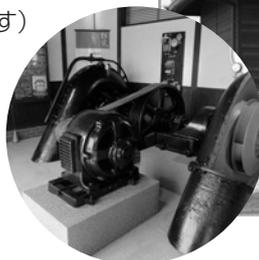
(中央公民館でも申請を受け付けます)

### 休館日

■月曜(月曜が休日\*の場合でも休館日となります)

■年末年始 12/28～1/4

※公民館分館を使用する場合は、事前に団体登録が必要です  
団体登録は年度毎に更新してください



## 大宝排水機場保存館

☎52-3351

### 開館時間

■火曜～日曜・休日\*…………… 午前9時～午後5時

※見学希望の方は、生涯教育課までお問合せください

### 休館日

■月曜(月曜が休日\*の場合でも休館日となります)

■年末年始 12/28～1/4



↑大宝排水機場保存館

## 児童クラブ

飛鳥学園内

☎52-4900

児童クラブは、保護者等が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、生活および遊びの場を提供することにより、児童の健全な発達を支援する施設です。

### 対象児童

飛鳥学園前期課程に就学している児童のうち、放課後において保護者またはそれに代わる者が就労等により家庭が留守となる児童

### 開館時間

- 月曜～金曜……………放課後～午後6時30分
- 土曜・学校休業日……………午前7時30分～午後6時30分
- 春・夏・冬休み……………午前7時30分～午後6時30分

### 休館日

- 日曜・休日\*
- 年末年始12/29～1/3

## 温水プール

すこやかセンター内

☎52-4332

### 開館時間

- 水曜～金曜……………午後1時～午後9時
- 土曜……………午前10時～午後9時
- 日曜・休日\*……………午前10時～午後6時
- 7/21～8/31(月曜を除く)……………午前10時～午後9時

### 休館日

- 月曜(月曜が休日\*の場合は火曜を除く次の平日)
- 年末年始12/28～1/4
- 水入替5/13～5/17
- 施設点検10/7～10/16

## 火曜は村民利用日

在住者・在勤者・村内への通学者のみご利用いただけます。(休日\*の場合および7/21～8/31の火曜を除く)利用時間は午後1時～午後9時です。

## 図書館

すこやかセンター内

☎52-4333

### 開館時間

- 火曜～金曜……………午前10時～午後6時
- 土曜・日曜・休日\*……………午前9時～午後5時

### 休館日

- 月曜(月曜が休日\*の場合は次の平日)
- 年末年始12/28～1/4
- 館内整理日5月・12月を除く毎月最終の金曜(金曜が休日の場合は前の平日)
- 特別整理期間5/17～5/31

## 児童館

すこやかセンター内

☎52-4331

児童館は、乳幼児親子から小中学生までが利用できる遊びの場です。友だちと遊んだり、さまざまな行事に参加できる楽しい施設です。

- 健全な遊びを通して、心身の健康増進を図ります。
- さまざまな制作活動を行い、豊かな心の育成を図ります。
- 子育て中の保護者の交流の場の提供を図ります。

### 開館時間

- 月曜～土曜…午前9時～午後5時  
(夏季6月～9月は、午後5時30分まで開館)

### 休館日

- 日曜・休日\*
- 年末年始12/28～1/4

### 利 用

- 村内に在住の小中学生・乳幼児とその保護者
- 乳幼児は、保護者の同伴が必要です。

## 子育て支援センター

南拠点避難所1階

☎55-0055

子育て支援センターは、就学前のお子さんとその保護者が、いつでも気軽に相談したり遊びに来ることのできる施設です。室内や屋外には乳幼児の発達に合った安全な玩具があり、親子や妊婦の方が楽しく参加できる行事も開催しています。

### 開館時間

- 月曜～金曜……………【午前の部】午前9時～正午  
【午後の部】午後1時～午後4時

### 休館日

- 土曜・日曜・休日\*
- 年末年始12/28～1/4

### 利 用

- 村内に在住の就学前の子とその保護者の方(妊婦を含む)
- 飛鳥村で活動する子育てボランティア等

### 主な事業

親子教室、誕生日会、はじめのいっしょ、赤ちゃんサロン、親子ピクス、ふれあい運動遊び、育児相談、療育支援(きらきら教室)など

↓子育て支援センター



## 地域包括支援センター

すこやかセンター内

☎52-1001

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。お気軽にご相談ください。

### 開館時間

■月曜～金曜 …… 午前8時30分～午後5時15分

### 休館日

■土曜・日曜・休日\*

■年末年始 12/29～1/3

休館日および夜間等の緊急の場合は、飛島村役場宿直直が対応します。(電話：52-1231)

### ●介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

### ●総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

### ●権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

### ●包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

## 保健センター

すこやかセンター内

☎52-1001

保健センターは、住民の皆さまへ保健サービスを提供する施設です。お気軽にご利用ください。

### 開館時間

■月曜～金曜 …… 午前8時30分～午後5時15分

### 休館日

■土曜・日曜・休日\*

■年末年始 12/29～1/3

### 相談窓口

■栄養相談・育児相談・健康相談・歯科相談・運動相談・発達相談・予防接種相談

■健康づくりへのアドバイス等

### 保健サービス

ファミリー教室・健康診査・健康教育・健康づくりのための教室など、皆さまの健康に関する各種相談・教室の開催

## トレーニングルーム

すこやかセンター内

☎52-4335

### 利用時間

■水曜～金曜 …… 午後1時～午後9時

■土曜 …… 午前10時～午後9時

■日曜・休日\* …… 午前10時～午後6時

■7/21～8/31の全日(月曜日を除く)

午前10時～午後9時

### 休館日

■月曜(月曜が休日\*の場合は次の水曜日)

■年末年始 12/28～1/4

■施設機器保守点検日 5/13～17、10/7～16

### 利用料金

■大人(高校生以上) 1回券 200円 12回券 2,000円

■村民利用日 1回券 100円

## 火曜は村民利用日

在住者・在勤者・村内への通学者のみご利用いただけます。(休日\*の場合および7/21～8/31の火曜を除く) 利用時間は午後1時～午後9時です。

### 利用のしかた

■初めて利用される方は、新規オリエンテーションを受講していただきますので予約手続きを済ませてください。(電話予約可)

■妊娠中の方はご相談ください。中学生以下の方はご利用できません。



↓トレーニングルーム



↓すこやかセンター



## ふれあい温泉

ふれあいの郷内

☎52-3185

### 【入浴施設】

#### 利用時間

- 月曜～金曜 ……午後5時45分～午後9時
- 土曜・日曜・休日\* ……午前10時～午後9時
- 年未年始 12/28～1/4

#### 休業日

- 毎月第2木曜および温泉施設の点検日

#### 温泉使用料（入湯税含む）

- 大人（高齢者・障がい者含む）1人1回につき500円
- 12歳未満 1人1回につき250円
- 3歳以下 無料

### 【足湯施設】

#### 利用時間

- 全日 ……午前10時～午後5時

#### 休業日

- 毎月第2木曜および施設の点検日

#### 使用料

- 無料



## 敬老センター

ふれあいの郷内

☎52-3185

高齢者の方々に気軽に健康の増進や趣味、レクリエーションなどで、楽しいひとときを過ごしていただける空間です。

#### 利用時間

- 月曜～金曜 ……午前9時～午後4時
- ※温泉の利用時間 ……午前10時～午後2時30分
- ※運動実践室利用時間 ……午前9時～午前11時30分
- ……………午後12時30分～午後2時30分

#### 休館日

- 土曜・日曜・休日\*      ■年未年始 12/28～1/4

※温泉は毎月第2木曜および温泉施設点検日は利用できません

#### 利用対象者

- 村内に住所を有する60歳以上の方

## 社会福祉協議会

ふれあいの郷内

☎52-4334

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような福祉サービスを行っているほか、相談活動、ボランティアの活動支援など、地域福祉の推進に取り組んでいます。

#### 利用時間

- 月曜～金曜 ……午前8時30分～午後5時

#### 休館日

- 土曜・日曜・休日\*
- 年未年始 12/29～1/3

## シルバー人材センター

ふれあいの郷内

☎52-4711

高齢者が健康や生きがいを求め、働くことを通して社会参加を図り、生活感を充実させると共に、地域社会に貢献している公益社団法人です。

#### 入会について

- 村内に在住のおおむね60歳以上の健康で働く意欲があり、センターの設置目的に賛同された方は入会できます。

#### 会費

- 年額1,000円

↓ふれあいの郷



## さくら作業所

ふれあいの郷内

☎52-4338

村内にお住まいの障がいのある方が軽作業や生活訓練を行い、住み慣れた地域で暮らしていくことを目指しています。

#### 開所日

- 月曜～金曜 ……午前9時～午後4時

#### 閉所日

- 土曜・日曜・休日\*
- 年未年始 12/29～1/3
- 夏休み・冬休み・春休み

#### 利用料

- 無料

なお、必要に応じて活動費等は実費徴収となります。昼食は、弁当持参か、弁当注文になります。弁当代はご負担ください。入所の要件がありますので、ご相談ください。

## エコプラザ

### 資源持ち込み分別ステーション

エコプラザでは、リサイクル資源を効率よく収集すると共に再資源化を図り、ごみの減量を行います。

#### 収集場所

エコプラザ  
(ふれあいの郷西側)

#### 収集日時

- 毎週（火曜・木曜・土曜） 午後1時～5時
- 毎週（日曜） 午前9時～正午
- 午後1時～5時
- (年未年始 12/28～1/5を除く)

#### 注意事項

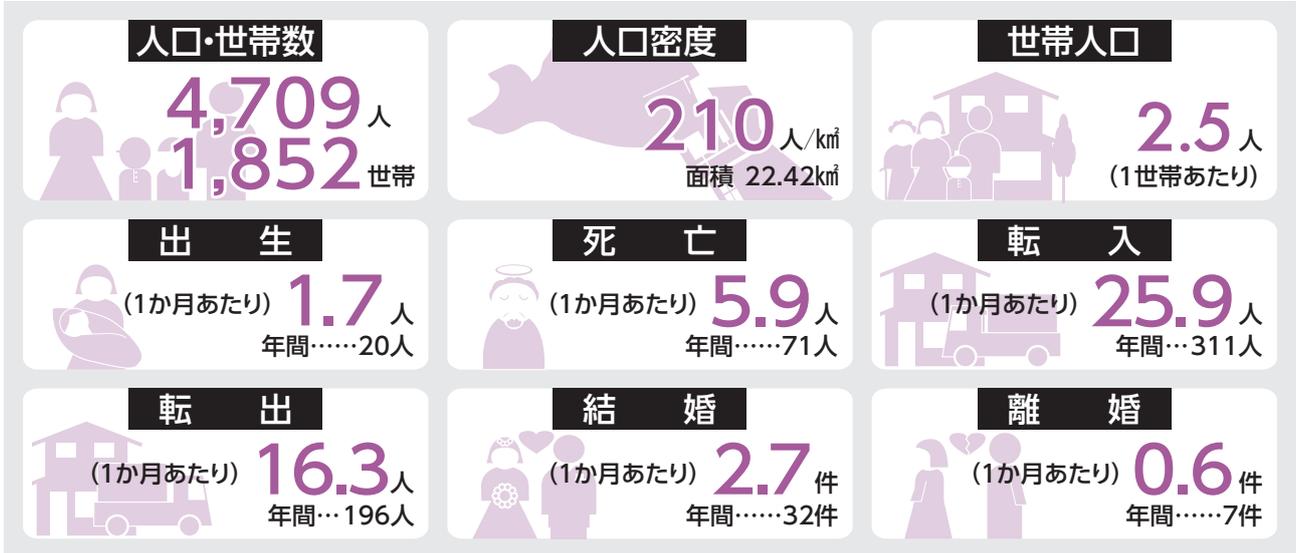
- 缶、瓶、ペットボトル、ペットボトルキャップ、白色トレイは軽く水洗いしてください
- 村内家庭から排出されたものに限りです

※使用済小型家電の回収も行っています（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなどの家電4品目を除く）

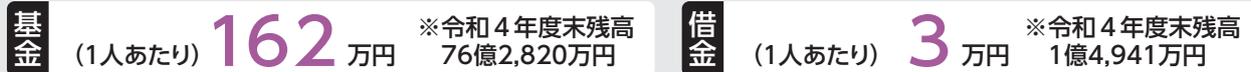
※搬入時に本人確認をさせていただく場合がございますので、身分証明書を携帯のうえ、ご利用をお願いします

# 目で見える飛島

令和6年1月1日現在



※人口は、住民基本台帳人口です ※出生、死亡、転入、転出、結婚、離婚は令和5年中の1か月あたりです



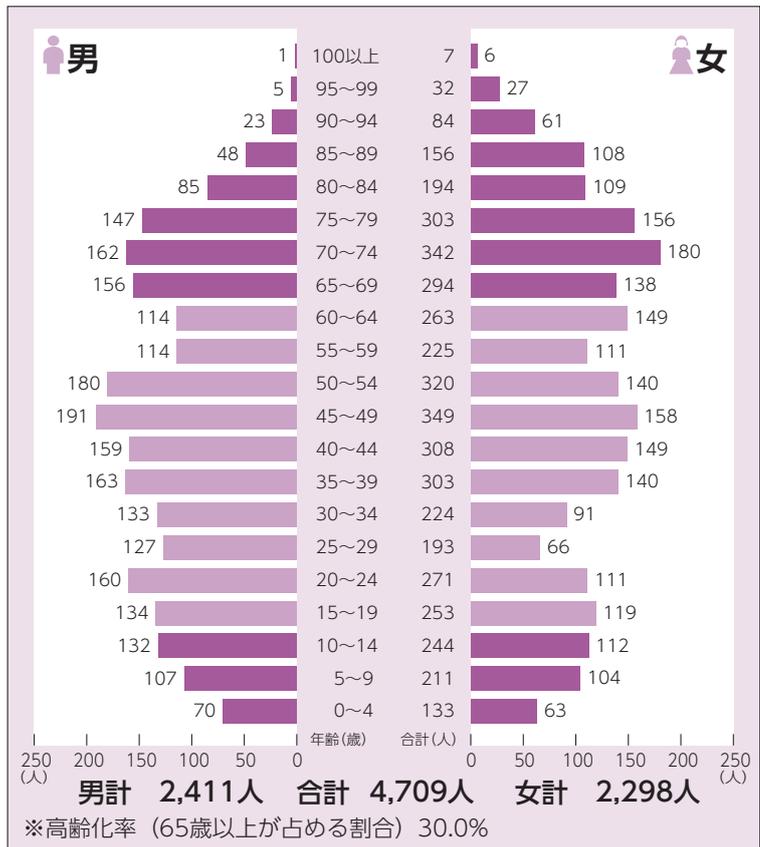
## 人口

(資料：住民基本台帳 令和6年1月1日現在)

### ◆地区別人口・世帯数

地区名	人口(人)	全体比率	地区名	人口(人)	全体比率
	世帯数	全体比率		世帯数	全体比率
大用水	152	3.2	大宝東	156	3.3
	51	2.8		50	2.7
中江	72	1.5	重宝	204	4.3
	24	1.3		69	3.7
汐除	183	3.9	八島	146	3.1
	83	4.5		110	5.9
南竹之郷	143	3.0	北古政	241	5.1
	59	3.2		121	6.5
北竹之郷	417	8.9	南古政	220	4.7
	196	10.6		89	4.8
南枕江	205	4.4	西新政	269	5.7
	61	3.3		105	5.7
北枕江	275	5.8	東新政	192	4.1
	86	4.6		78	4.2
中用水	393	8.3	北新政	150	3.2
	111	6.0		51	2.8
上用水	202	4.3	木場一	0	0.0
	65	3.5		0	0.0
梅之郷	227	4.8	木場二	38	0.8
	112	6.0		37	2.0
三福	113	2.4	金岡	17	0.4
	39	2.1		17	0.9
笹之郷	151	3.2	東浜一	0	0.0
	53	2.9		0	0.0
泉之郷	97	2.1	東浜二	0	0.0
	39	2.1		0	0.0
古台	314	6.7	東浜三	0	0.0
	105	5.7		0	0.0
大宝西	132	2.8	合計	4,709	100.0
	41	2.2		1,852	100.0

### ◆年齢・男女別人口

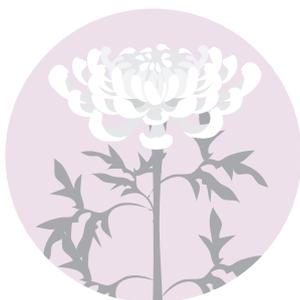


## 飛島村民憲章

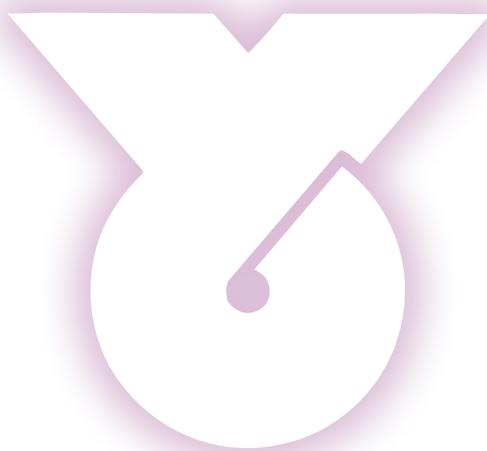
- 一 心とことばの通いあう楽しい家庭をつくりましょう。
- 一 祖先をしのび感謝の気持ちで働きましょう。
- 一 進んできまりを守り明るい社会づくりに励みましょう。
- 一 ものを大切にし思いやりの心で毎日をすごしましょう。
- 一 心身をきたえ豊かで活気のある村をつくりましょう。



村の木●さくら



村の花●きく



飛島村キャラクター  
「とびしマン」

■発行／飛島村

■編集担当／総務部企画課

〒490-1436 海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

TEL0567-52-1231 (代表)

■ホームページ／<https://www.vill.tobishima.aichi.jp/>